

「播磨町電気自動車普及促進事業」 質疑に対する回答

令和6年2月2日回答

No.	質疑内容	回答
1	<p>7.委託料の制限 13,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とありますが、 普通充電設備：第1庁舎駐車場2台（6kw） 第1庁舎公用車駐車場3台（3kw） 軽・電気自動車：1台 を導入するにあたり、上限で貴市から弊社に費用が出るということでしょうか？</p>	<p>上限13,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、下限10,000,000円（同上）の範囲内で提案してください。 完成検査完了後に、導入に要した費用をお支払いします。</p>
2	<p>プレゼンテーションはオンライン参加は可能でしょうか？</p>	<p>オンラインでの参加は不可とします。</p>